

福島県人事委員会勧告と報告の内容

1 給与・手当等の改定

(1) 月例給について

- ① 引下げ改定 — △0.23% (△897 円)

[勧告前給与月額 391, 225 円、勧告後給与月額 390, 328 円]

- ② 俸給表の改定 — 50 歳台に重点を置いた給料の引下げ改定
(医療職給料表(一)適用職員等を除く)

(2) 特別給 (一時金) について

- ① 改定見送り

	6 月期	12 月期	合 計
勤 末 手 当	1. 225 月	1. 325 月	2. 55 月
勤 勉 手 当	0. 675 月	0. 675 月	1. 35 月
合 計	1. 90 月	2. 00 月	3. 90 月

(3) その他の課題

- ① 住居手当＝職員公舎の入居料の実態を踏まえ、手当額について検討する必要
② 通勤手当＝最近のガソリン単価の変動等による自動車等交通用具使用者の通勤の実態を踏まえ、手当額について検討する必要

(4) 特殊勤務手当

東日本大震災に対処するため、災害応急作業等の業務に対する手当の改定

- ・東日本大震災の発生に伴う災害応急作業等の業務の中には、危険性や精神的労苦等の特殊性が認められるものの、現行制度において十分な措置がされていない業務があることから、人事院が制定した東日本大震災に対処するための特例規則を考慮して特殊勤務手当を改定

(5) 給与制度

給与構造改革における経過措置額を段階的に廃止

- ・現給保障について、平成 24 年度は経過措置額の 2 分の 1 を減額 (減額の上限 1 万円) して支給し、平成 25 年 (2013 年) 4 月 1 日に廃止

2 実施時期

- ① 条例の公布日の属する月の翌月の初日 (公布日が月の初日であるときは、その日)
② 給与構造改革における経過措置 (現給保障) について、平成 24 年度は経過措置額の 2 分の 1 を減額 (減額の上限 1 万円) して支給し、2013 年 4 月 1 日に廃止

3 人事管理の課題に関する報告

① 高齢期の雇用問題の検討

- ・ 公的年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴い、65歳までの雇用を確保する必要があることから、国等の取組を注視しつつ、高齢期雇用のための具体的な対策について検討を進める必要

② 人材確保、育成等への取組

- ・ 人材の確保＝受験者ニーズを明確に把握しながら意欲ある受験者の獲得になお一層努めるとともに、時代の要請に応えられる高い資質を備えた人材を確保するための採用試験制度の見直しへの取組
- ・ 人材の育成（「新たな人事評価制度導入」の導入）
新たな人事評価制度について、これまでの試行結果を踏まえ、評価結果の具体的な活用用途や方法についても検討を進め、制度の本格的な導入を図る必要

③ 勤務環境の整備

- ・ 復旧、復興業務等を含む公務の円滑な執行のためには、職員の心身の健康の保持が最も重要
- ・ 増加傾向にある職員の心の疾病については、管理監督者による早期の気付き、対応、職員自らによるストレスの予防軽減や早期の専門医等への相談などが重要
- ・ 恒常的な長時間の超過勤務は、職員の心身への影響が大きいことから、管理職員による業務管理の徹底が必要
- ・ 両立支援制度の活用の推進策として、男性職員の育児休業取得促進を図るため、休業期間に比して大幅に減額される仕組みとなっている期末手当について所要の措置を講じていく必要

- #### ④ 公務員倫理の徹底＝公務員としての倫理観が問われるような不祥事等のみでなく、県民の信頼を大きく失墜させる事案が発生したことから、改めて職員一人一人が、厳正な服務規律のもと業務の適正な執行に努めるとともに、職員に対して公務員倫理の一層の徹底を図る必要

《資料》勧告実施後の改定内容等

(1) 改定内容 (行政職の場合)

区 分	改 定 額	改 定 率
合 計	△897円	△0.23%
給料月額	△895円	△0.23
諸手当等	△2円	△0.00

	勧告前		勧告後		年間給与の 増減額
	給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	
行政職平均	391,225円	6,258,138円	390,328円	6,243,533円	△14,605円

(2) 最近5年間の較差の状況 (行政職の場合)

年 度	本 県		国	
	較差額 (円)	較差率 (%)	較差額 (円)	較差率 (%)
平成23年度	△897	△0.23	△899	△0.23
平成22年度	△492	△0.13	△757	△0.19
平成21年度	△2,108	△0.53	△863	△0.22
平成20年度	702	0.18	136	0.04
平成19年度	1,932	0.49	1,352	0.35

(3) 最近5年間の期末・勤勉手当 (ボーナス) の年間支給月数

年 度	年 間 平 均 支 給 月 数			前年との 増減月数
	期末手当	勤勉手当	合 計	
平成23年度	2.55	1.35	3.90	0.00
平成22年度	2.55	1.35	3.90	△0.15
平成21年度	2.65	1.40	4.05	△0.38
平成20年度	2.93	1.50	4.43	△0.02
平成19年度	2.95	1.50	4.45	0.05